

2-2. 追試験について【新型コロナウイルス感染症等に関連した特別対応】

新型コロナウイルス感染症に関連した追試験受験申請

入構制限を受けた事由に対する必要書類は次の（表A）で確認すること。

- ※ 添付された証明書類の記載内容について、大学から医療機関等に確認する場合がある。
- ※ 追試験受験申請書に記入された情報や証明書類において虚偽の記載・偽造等といった不正な行為が判明した場合は、追試験受験を認めない。

（表A）

	本学が定める 入構可否方針	自身の状況		試験欠席 事由番号	添付するべき 証明書類
感染した	自身が新型コロナウイルス感染症に罹患した	有症状者の場合	入院治療している場合	(2)-1	証明書類 1
			入院治療していない場合	(2)-1	証明書類 1
		無症状者の場合	(2)-1	証明書類 1	
感染の恐れがある	自身が濃厚接触者と特定された	同居者以外の陽性者との接触により、濃厚接触者と特定された		(2)-2	証明書類 2-①
		家族等の同居者が陽性となり、自身が濃厚接触者と特定された		(2)-2	証明書類 2-①
	自身が発熱等の風邪症状や味覚・嗅覚異常などがある		(2)-3	証明書類 2-②	
	自身がモニタリング検査や民間PCR検査センター等の検査、市販の医療用抗原検査キットによる検査で「陽性疑い」等の判定となった		(2)-4	証明書類 2-③	
	自身が自治体の新型コロナウイルスお知らせアプリから陽性者と接触した旨の通知を受けた		(2)-5	証明書類 2-④	
	家族等の同居者が濃厚接触者と特定され、本人に対して保健所や医療機関から自宅待機等の指示があった		(2)-6	証明書類 2-⑤	
自身がワクチン接種後に発熱し37.5℃以上である				(2)-7	証明書類 3
海外から入国・帰国した（日本政府が定める待機期間に該当した場合） ※厚生労働省HPで最新の情報を確認してください。（詳細は こちら ）				(2)-8	証明書類 4

★ 追試験受験申請手続き（申請方法、申請期間等）については、

2-1. 追試験について

掲示を必ず確認すること。

● 「添付すべき証明書類」に係る注意事項

「添付すべき証明書類」について、以下を参照して申請に必要な書類を用意すること（下線がある場合はハイパーリンク先を参照）。
発熱(37.5℃以上)による入構制限については、[【大学Webページ「新型コロナウイルス感染症についての入構の可否」】](#)の「2-② 発熱等の風邪症状や味覚・嗅覚異常がある」または「3. 自身がワクチン接種後に発熱し、37.5℃以上である」を参照し、それぞれの入構が可能となる条件を確認すること。この2つ以外の事由にも該当した場合は、当該事由に基づいて入構が可能となる条件が定まる。

● 証明書類 1

- 保健所など公的機関の発行する罹患期間と登校可能日が記載された書類（就労制限通知書、就労制限解除通知書、宿泊・自宅療養証明書等）

本学の定めるフローに従いBlackboard内のフォーム [【新型コロナウイルス感染症報告フォーム（陽性者）】](#) により、
本学保健室へ連絡手続きを行っている場合は「添付すべき証明書類」の提出を不要とする。

なお、この場合であっても、上記フォームによる連絡手続きに加え、本学保健室からの指示に従って、保健所など公的機関の発行する罹患期間と登校可能日が記載された書類をもって、治癒した旨の報告を必ず行うこと。この報告がなされない場合は、正式な受理とはしないので十分注意すること。

注1：「【学生向け（試験関連）】新型コロナウイルス感染症に係る入構制限（出校停止）期間」については [【大学Webページ】](#) を確認すること。

注2：「新型コロナウイルス感染症についての大学への連絡方法」については [【大学Webページ】](#) を確認すること。

注3：本事由による追試験受験申請書の記入例については [【大学Webページ（新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の記入例）】](#) を適宜参考にする。

● 証明書類 2-①

- [追試験受験申請書添付書類（新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者と特定された場合）](#)

本学の定めるフローに従いBlackboard内のフォーム [【新型コロナウイルス感染症報告フォーム（濃厚接触者）】](#) により、
本学保健室へ連絡手続きを行っている場合は「添付すべき証明書類」の提出を不要とする。

なお、この場合は原則として陽性者と最後に接触した日の翌日を1日目として、5日目まで大学構内に入構できない。

注1：「【学生向け（試験関連）】新型コロナウイルス感染症に係る入構制限（出校停止）期間」については [【大学Webページ】](#) を確認すること。

注2：「新型コロナウイルス感染症についての大学への連絡方法」については [【大学Webページ】](#) を確認すること。

注3：市販の医療用抗原検査キットを用いた検査で陰性を確認し、自宅待機期間の終了を短縮しようとする場合は、検査日時を本学保健室に報告すること。

本学保健室への報告がなされないときは、追試験受験申請に係る入構制限期間の短縮が認められないことがあるので十分注意すること。

注4：本人のPCR検査結果が陰性で、かつ保健所からの自宅待機期間に関する指示により入構制限期間が上記と異なる場合、その期間を本学保健室に報告すること。

本学保健室への報告がなされないときは、追試験受験申請に係る入構制限期間の変更が認められないことがあるので十分注意すること。

注5：本事由による追試験受験申請書の記入例については [【大学Webページ（同居者以外の陽性者との接触により、濃厚接触者に特定された場合の記入例）】](#)

または [【大学Webページ（家族等の同居者が陽性者となり、自身が濃厚接触者に特定された場合の記入例）】](#) を適宜参考にする。

● 証明書類 2-②

○ 医療機関の発行する診断書

提出された診断書に記載されている内容が、本学の定める入構可否方針に即しているかどうかについては、必要に応じ診療所長に確認する。診療所長により「新型コロナウイルス感染症の感染の恐れがある」症状に該当しないと判断された場合は、「一時的な疾病」として取り扱う。追試験受験申請における「一時的な疾病」の取扱いについては、必ず履修要項にて確認すること。

受診した医療機関によって診断書が発行されない場合は、医療機関を受診した際の「領収書」の写しを提出すること。

なお、提出する具体的な「医療機関の発行する診断書」は次の表のとおりとなる。「新型コロナウイルス感染症についての入構の可否」における入構が可能となる条件の種別によって必要な診断書の種類が異なるので注意すること。

(提出する診断書)

以下のア～ウについて、「提出する診断書」の「a」に記された診断日を発症（入構制限）の起算日とする。本事由による追試験受験申請について「診断書」を提出できない場合、「入構制限（出校停止）期間」を証明できず追試験受験申請の条件を満たすことができないので注意すること。

	入構が可能となる条件	提出する診断書
ア	市販の医療用抗原検査キットによる検査で「陰性」が確認された場合 ※症状が4日以上続く場合は、「ウー2」に該当するので注意すること。	a. 症状が発症していることを証明する診断書 b. 新型コロナウイルスへの感染に起因する症状でないことが記載された診断書 ※ 市販の医療用抗原検査キットの結果では、入構が可能となる条件を満たすことを自身で確認できるが、追試験受験申請に係る「入構制限の終了日」は証明できない。従って、追試験受験申請においては「発症（入構制限）の起算日」及び「入構制限（出校停止）の終了日」について「a」及び「b」の診断書を必要とする。
イ	医師の診断により、新型コロナウイルス感染症に起因する症状でないことが確認された場合 ※症状が4日以上続く場合は、「ウー2」に該当するので注意すること。	a. 症状が発症していることを証明する診断書 b. 新型コロナウイルスへの感染に起因する症状でないことが記載された診断書 ※ 初診時の診断結果に基づき、「a」に新型コロナウイルスへの感染に起因する症状でないことが記載されている場合、「a」と「b」は同一の診断書でも差し支えない。
ウー1	<症状発症後3日以内の場合> 症状が3日以内に解消し、各種薬剤の内服のない状態で症状が消失してから48時間以上その状態が継続したことが確認できた場合	a. 症状が発症していることを証明する診断書
ウー2	<症状が4日以上続く場合> 症状が4日以上続く場合は、かかりつけ医や最寄りの医療機関（最寄りの受診・相談センター等に相談し、紹介を受けてよい）を受診すること。 (医師の診断により、新型コロナウイルスへの感染に起因する症状ではないことが確認された場合に「入構可」となる)	a. 症状が発症していることを証明する診断書 b. 新型コロナウイルスへの感染に起因する症状でないことが記載された診断書（上記「a」の診断日から4日目以降の診断を証明するもの） ※ 上記「a」と「b」は必ずそれぞれ異なる診断日の記載を必須とする。診断書自体は「a」「b」それぞれであっても、1枚にまとめられていても可とする。

○ 健康観察記録

上記の診断書（またはこれに代わる書類）の発行を受け、入構が可能となるまでの期間の健康状況を記入し、あわせて添付すること。

注1：「【学生向け（試験関連）】新型コロナウイルス感染症に係る入構制限（出校停止）期間」については [【大学Webページ】](#) を確認すること。

注2：「新型コロナウイルス感染症についての大学への連絡方法」については [【大学Webページ】](#) を確認すること。

● 証明書類 2-③

○ 検査（判定）結果通知、またはこれに類するもの

検査から結果判明までに日数を要し、この期間が結果通知に示されない場合は、「[健康観察記録](#)」を作成し、あわせて添付すること。

なお、「市販の医療用抗原検査キットによる検査で『陽性疑い』等の判定を受けた」に該当する場合は、上記によらず「[新型コロナウイルス感染症についての大学への連絡方法（2022年度版）](#)」において指示されているとおり、自治体の陽性者登録センター等への登録を速やかに行ったうえで大学に連絡すること。大学への連絡まで完了した場合「医療機関等を受診して陽性と診断された場合」と同様に「[追試験申請事由](#)」及び「[添付すべき証明書類](#)」について、(表A)における「自身が新型コロナウイルス感染症に罹患した」に移行する。

注1：「【学生向け（試験関連）】新型コロナウイルス感染症に係る入構制限（出校停止）期間」については [【大学Webページ】](#) を確認すること。

注2：「[新型コロナウイルス感染症についての大学への連絡方法](#)」については [【大学Webページ】](#) を確認すること。

注3：「陽性者登録センター等への登録」及び「大学への連絡」が完了しない（なされない）場合、追試験受験申請に係る入構制限（出校停止）期間を証明できず、追試験受験申請を受付できないことがあるので十分注意すること。

注4：陽性者登録に必要な資料（検査キットの外箱及び検査結果の分かる検体の写真等）は、追試験受験申請に係る証明書類ではないので十分注意すること。

● 証明書類 2-④

○ 感染者との接触通知画面（スクリーンショット）

○ [追試験受験申請書添付書類（新型コロナウイルスお知らせアプリから陽性者と接触した旨の通知を受けた場合）](#)

注1：「【学生向け（試験関連）】新型コロナウイルス感染症に係る入構制限（出校停止）期間」については [【大学Webページ】](#) を確認すること。

注2：「[新型コロナウイルス感染症についての大学への連絡方法](#)」については [【大学Webページ】](#) を確認すること。

● 証明書類 2-⑤

○ [追試験受験申請書添付書類（家族等の同居者が濃厚接触者と特定され、本人に対して保健所や医療機関から自宅待機等の指示があった場合）](#)

○ 保健所等から送付される健康観察期間案内等の書類（写し）

注1：「【学生向け（試験関連）】新型コロナウイルス感染症に係る入構制限（出校停止）期間」については [【大学Webページ】](#) を確認すること。

注2：「[新型コロナウイルス感染症についての大学への連絡方法](#)」については [【大学Webページ】](#) を確認すること。

● 証明書類 3

○ ワクチン接種証明書またはこれに類する書類の写し

《症状に応じて、次のいずれかの書類を上記書類とあわせて提出すること》

○ [健康観察記録](#) : 37.5℃以上の発熱がある場合
入構が可能となるまでの期間の健康状況を記入し、あわせて添付すること。

○ 医療機関が発行する診断書 : 咳や咽頭痛、味覚・嗅覚の異常、息切れ等がある場合
なお、受診した医療機関によって診断書が発行されない場合、あるいは発行された診断書へ記載された罹患期間に試験日が含まれない場合は、医療機関を受診した際の「領収書」の写しおよび [「健康観察記録」](#) を提出すること。

注1 : 「【学生向け（試験関連）】新型コロナウイルス感染症に係る入構制限（出校停止）期間」については [【大学Webページ】](#) を確認すること。

注2 : 「新型コロナウイルス感染症についての大学への連絡方法」については [【大学Webページ】](#) を確認すること。

注3 : ワクチン接種日と試験日の重複だけでは、試験欠席事由となる入構制限（出校停止）に該当しないので注意すること。

● 証明書類 4

○ パスポートの署名欄および入国時の検印の写し

○ 入国時の検印が省略される場合は、入国にかかる航空便を使用したことが確認できる航空券の半券（現物）またはこれに代わるもの（スクリーンショット等）

注1 : 「【学生向け（試験関連）】新型コロナウイルス感染症に係る入構制限（出校停止）期間」については [【大学Webページ】](#) を確認すること。

注2 : 「新型コロナウイルス感染症についての大学への連絡方法」については [【大学Webページ】](#) を確認すること。

注3 : 上記で追試験受験申請をしようとする場合、日本政府が定める待機期間のうち、自身の待機期間を確認できる書類をあわせて添付すること。

★ 追試験受験申請手続き（申請方法、申請期間等）については、

2-1. 追試験について

掲示を必ず確認すること。

追試験における特別対応（追試験特例受験）について

次の（表B）に挙げた各項目を追試験の受験申請資格である試験欠席事由として認めることとする。

なお、これらの事由により追試験の申請を行なった場合も、審査の上で許可された場合のみ受験することが可能となる。

（表B）

学生または同居する家族の状況	試験欠席事由番号	添付すべき証明書類
① 学生本人に基礎疾患や既往症※がある。	特例 1	追試験特例受験申請書 （下記 2 を参照）
② 同居する家族が高齢である。	特例 2	追試験特例受験申請書 （下記 2 を参照）
③ 同居する家族に基礎疾患や既往症※がある。	特例 3	追試験特例受験申請書 （下記 2 を参照）
④ 学生本人または同居する家族にその他の健康上の不安がある等、 2023年1月、2月実施の筆記試験を受験することが相当でない理由がある。	特例 4	追試験特例受験申請書 （下記 2 を参照）

※：糖尿病、心血管疾患、慢性の肺疾患、慢性腎臓病等

<上記事由による申請上の注意点>

1. 上記事由による申請であっても、申請手続き（申請方法、申請期間等）は通常の追試験申請と同様である。
同一の事由による申請を複数回にわたって行う場合、下記「2」における証明書類は2回目での申請では不要とする。

2. 追試験受験申請書に添付する証明書類は、次のものとする。

○ [2022年度秋学期 追試験特例受験申請書](#)

必要事項を記入して、「追試験受験申請書」および「履修登録状況画面のコピー」とともに提出すること。

※ 上記事由のうち、一部の事由（学生本人）において医療機関の発行する診断書を用意できる場合は添付すること。

詳細は「追試験特例受験申請書」を参照すること。

★ 追試験受験申請手続き（申請方法、申請期間等）については、

2-1. 追試験について

掲示を必ず確認すること。

3. 上記事由での申請に限り、申請にかかる書類の提出において、教務窓口での提出に加え、郵送での提出を認める。

郵送での提出方法・提出先は次のとおりである。

※ 郵送での提出にあたっては、履修登録状況画面のコピーにおいて、追試験受験を申請する科目へ必ずマーカーすること。

※ 郵送での提出にあたっては、記入上の不備や書類の不足などがないよう注意すること。提出締切日（消印有効）までに記入上の不備や書類の不足が解消されない場合、申請が受理されないことがある。

【提出方法】

郵送による提出（必ずレターパックプラスまたは簡易書留で提出すること）

＊提出締切日の消印有効

（複数の科目を同時に申請する場合、欠席した試験実施日によって各科目の提出締切日が異なる場合があるので注意すること）

【提出先】

〒171-8501

東京都豊島区西池袋3-34-1

立教大学池袋キャンパス教務事務センター試験担当（追試験係）行